第3種旅行業者の業務範囲の拡大

国土交通省 観光庁

○　観光による地域振興を進めるためには、地域の観光資源を熟知した地元の中小旅行業者による旅行商品の創出を促進することが必要であり、中小旅行業者が企画旅行の造成・募集を行いやすくするための規制緩和を段階的に実施。

平成19年5月12日～

第3種旅行業者も、以下の要件を満たす企画旅行の造成・実施が可能

①催行区域の限定

営業所の存する市町村及びこれに隣接する市町村の区域及び国土交通大臣（現行：観光庁長官）の定める区域内での実施

②旅行代金の当日払い

申込金（20%以内）を除き、旅行開始日より前の旅行代金の収受を行わないもの

営業保証金300万円、基準資産額300万円で参入が可能に

催行区域のイメージ

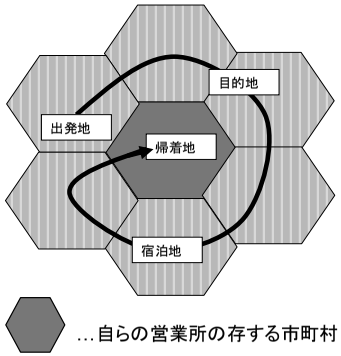

…自らの営業所の存する市町村

…自らの営業所の存する市町村に隣接する市町村

…観光庁長官の定める区域となる市町村

（本土と一般定期航路で結ばれる離島についての特例）

① 本土に営業所がある場合

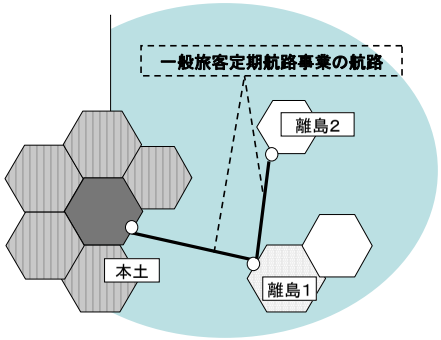

② 離島に営業所がある場合

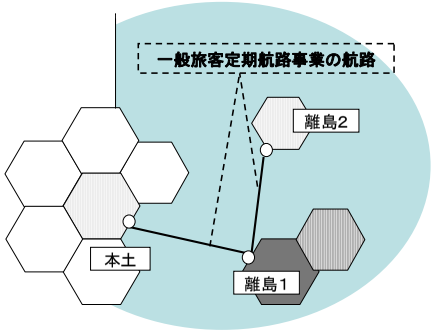

平成21年3月31日～

催行区域を一定の半島地域にまで拡大

（半島地域の特例）

① 半島に営業所がある場合

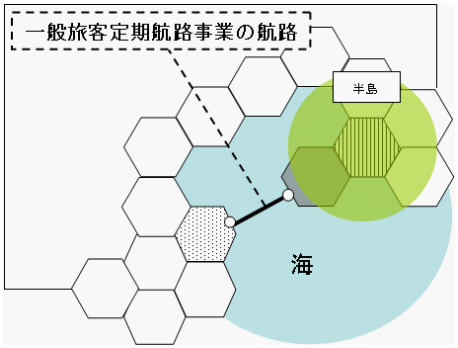

② 半島と一般定期航路で結ばれる市町村に営業所がある場合

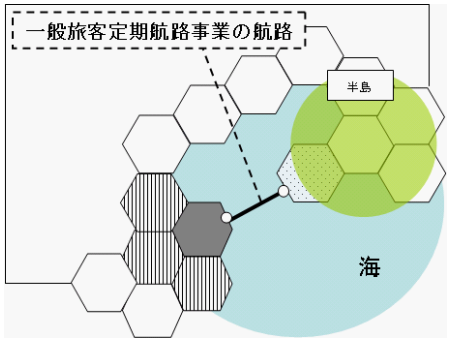

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）

国土交通省 観光庁

国内外からの観光客が2泊3日以上の滞在型観光をできるような観光エリアの整備を促進するための「観光圏整備法」を制定。
成立：平成20年5月16日（全会一致）　施行：同年7月23日

基本方針（平成24年12月27日改正）（国が策定）

主務大臣は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針を策定。

・滞在交流型観光の振興を図るため、地域における固有の資源を有する複数の観光地域が相互に戦略的に取組を促進（観光圏を形成）。
・「地域の一体性を確保した観光地域づくり」、「実施主体間の連携」、「圏域内の滞在・回遊」「地域住民の観光地域づくりへの参画」を促進。

地方自治体　観光協会　旅館組合　**協議会**　農漁協　商工会　NPO　等

観光圏整備計画（地方自治体が策定）

「観光圏整備事業」：地域の創意工夫による観光圏の魅力を高めるための事業を具体的に列挙

情報提供の充実	宿泊の魅力向上	体験交流メニューの充実	観光案内の充実	滞在を促進するイベントの実施
・圏域全体を紹介する地図・パンフレット作製やホームページ立ち上げ等	・連泊・圏域内転泊プランの企画立案・広報等	・滞在力を高める農業体験、アウトドア等の体験メニュー開発のための専門家招請等	・圏域全体の情報を多言語により案内するための研修の実施等	・滞在を促進する早朝・夜間の新たな イベントの企画・実施等

観光圏整備実施計画（協議会が策定）

事業者が共同して観光圏整備事業を実施するための計画を作成し、国土交通大臣に共同で認定申請

大臣認定

国による総合的支援

・宿泊施設が実施する旅行業者代理業に係る旅行業法の特例
・運送事業関係の手続緩和の特例
・国による必要な助言、指導その他の援助　等

地域の活性化を通じた観光立国の実現

観光圏の整備による滞在交流型観光の推進

国土交通省 観光庁

「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づき、地域の関係者が連携し、地域の幅広い資源を活用し地域の魅力を高めることにより、国内外の観光客が２泊３日以上の滞在交流型観光を行うことができる「観光圏」の整備を促進している。

観光圏整備のイメージ

事業実施の基本的な方針の策定

- 観光圏の事業実施の前提となる考え方
- 各事業の役割や関係者間の連携等

について、方針を定め、関係者で共有

地域住民が一体となった観光地域づくりの推進

地域住民の意識啓発・参加促進を図るとともに、観光地域づくりを実践する人材を育成

主たる滞在促進地区と滞在プログラムの関係（イメージ）

滞在プログラム

観光客の来訪・滞在の促進

滞在コンテンツを企画した上で、宿泊・移動手段を組み合わせた魅力ある滞在プログラムを提供

- 宿泊の魅力向上
- 滞在コンテンツの充実
- 移動の利便性向上
- 情報提供の充実・強化

観光圏整備に対する支援

○旅行業法の特例

ホテル・旅館による旅行業者代理業の特例

⇒宿による宿泊客への滞在プログラムの販売を可能とし、宿泊客の滞在を拡大

○農山漁村活性化法の特例

観光圏内の農山漁村における交流施設整備について、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付が可能

⇒農山漁村の体験・交流メニュー等楽しく過ごせる滞在コンテンツの充実

○社会資本整備についての配慮

社会資本整備における、景観整備、案内標識整備等の事業による観光圏整備事業との連携・配慮

⇒ハード面を含めた観光圏全体の総合的な魅力向上

○その他の支援

- 共通乗車船券
- 認定観光圏案内所
- 国際観光ホテル整備法等の特例

観光地域づくりプラットフォームの設置

- 観光地域づくりプラットフォーム（法人）により、観光圏整備事業をマネジメントする体制を構築する必要
- 観光地域づくりプラットフォームは、複数の観光地域づくりマネージャーで構成される

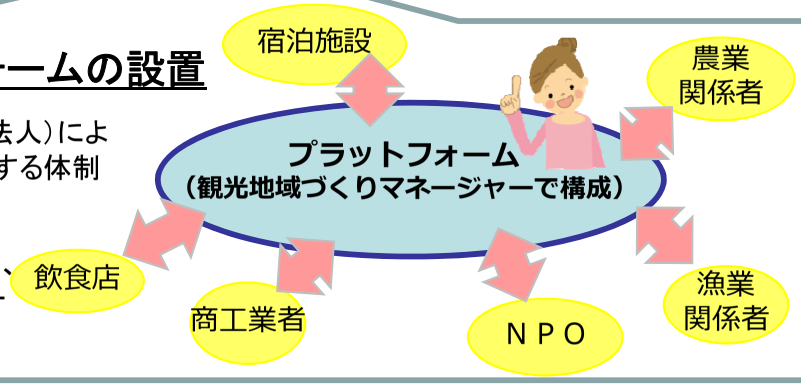

観光地域づくりプラットフォームの役割

- ○ 観光地域づくり実施基本方針の策定
- ○ 旅行業者等市場に対する一元的な対応を行う体制の構築
- ○ 各事業の管理及び評価
- ○ 各事業の連携に係る関係者間の調整

観光地域づくりマネージャーの要件

- ○ 上記の役割を果たすために必要な知識と経験を有すること

新規観光圏整備実施計画認定地域 （6地域）

（平成25年4月1日現在）

国土交通省 観光庁

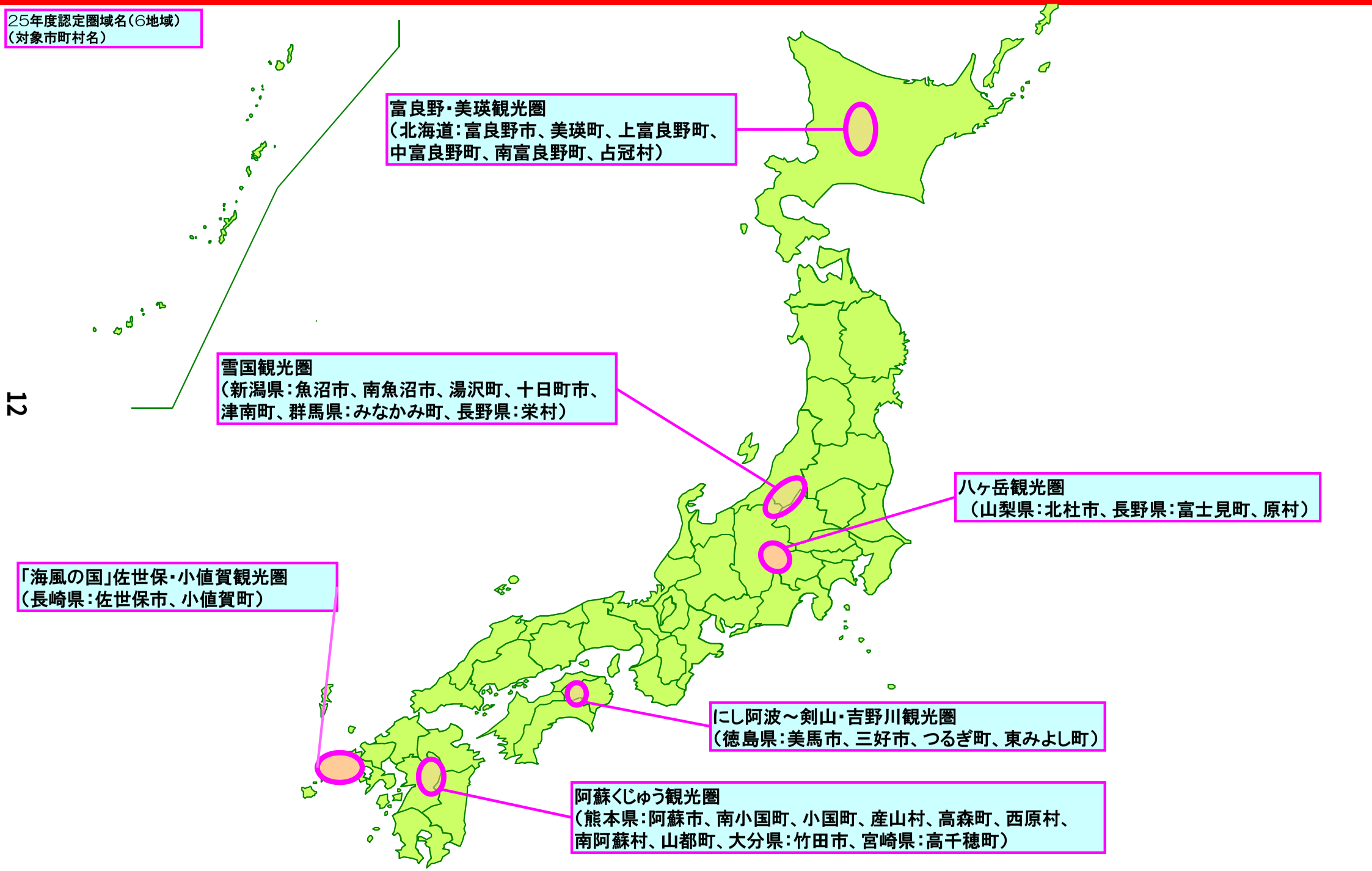

旧基本方針に基づく観光圏整備実施計画認定地域（34地域）

（平成25年4月1日現在）

国土交通省 観光庁

24年度認定圏域名（1地域）（対象市町村名）

23年度認定圏域名（3地域）（対象市町村名）

22年度認定圏域名（13地域）（対象市町村名）

21年度認定圏域名（13地域）（対象市町村名）

20年度認定圏域名（4地域）（対象市町村名）

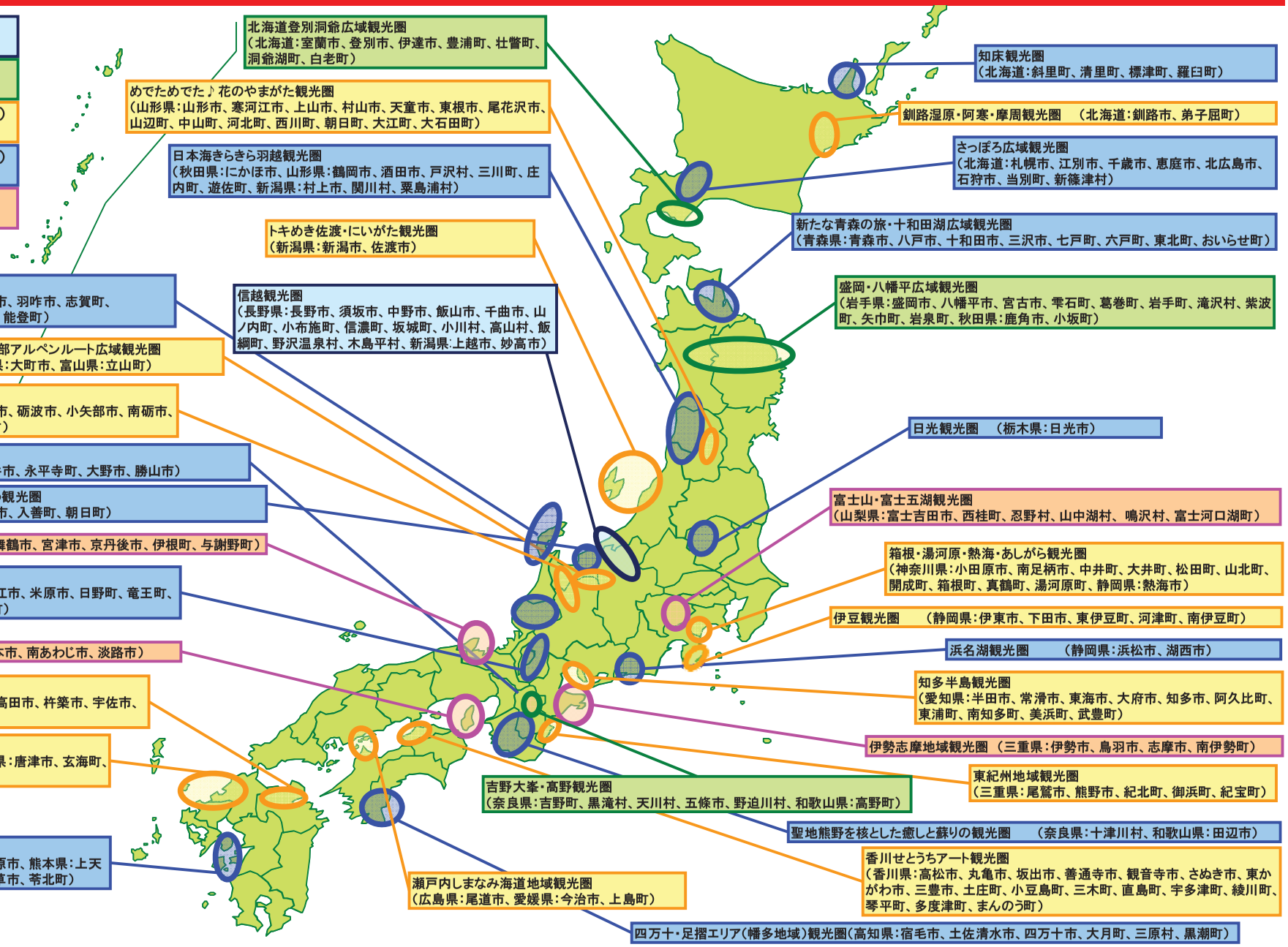

関係法令

以下、各関係法令の関連箇所を抜粋。

■旅行業法（昭和二十七年七月十八日法律第二百三十九号）

（定義）
第二条　この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。）をいう。
一　旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス（以下「運送等サービス」という。）の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為

（登録）
第三条　旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。

（登録の申請）
第四条　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。
一～三　（　略　）
四　旅行業を営もうとする者にあつては、企画旅行（第二条第一項第一号に掲げる行為を行うことにより実施する旅行をいう。以下同じ。）を参加する旅行者の募集をすることにより実施するものであるかどうかその他の旅行業務に関する取引の実情を勘案して国土交通省令で定める業務の範囲の別
五～六　（　略　）
２　申請書には、事業の計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

■旅行業法施行令（昭和四十六年十一月五日政令第三百三十八号）

（都道府県が処理する事務）
第五条　旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行業者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律　（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項 前段に規定する観光圏内限定旅行業者代理業を除く。以下この項において同じ。）に関する法第二章　（第十二条の三を除く。）、第二十二条の十五第四項及び第二十二条の二十二第二項において準用する第十八条第二項、第二十二条の二十三第一項、第二十三条、第二十三条の二第一項及び第二項並びに第二十六条第一項及び第三項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、これらの旅行業又は旅行業者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

■旅行業法施行規則（昭和四十六年十一月十日運輸省令第六十一号）

（業務の範囲）
第一条の二　法第四条第一項第四号の国土交通省令で定める業務の範囲（以下「登録業務範囲」という。）の別は、次のとおりとする。
一　第一種旅行業務（法第二条第一項 各号に掲げる行為（法第十四条の二第一項 の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結する行為を含む。以下この条において同じ。））
二　第二種旅行業務（法第二条第一項 各号に掲げる行為のうち本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。次号において同じ。）の実施に係るもの以外のもの）
三　第三種旅行業務（法第二条第一項 各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域（次号において「拠点区域」という。）内において実施されるものを除く。）の実施に係るもの以外のもの）
四　地域限定旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の拠点区域内において実施されるものを除く。）の実施に係るもの及び同項第三号から第五号までに掲げる行為（一の行為ごとに一の拠点区域内における運送等サービスの提供に係るものを除く。）に係るもの以外のもの）

■観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律【 観光圏整備法 】
（平成二十年五月二十三日法律第三十九号）

（定義）
第二条　この法律において「観光圏」とは、滞在促進地区が存在し、かつ、自然、歴史、文化等において密接な関係が認められる観光地を一体とした区域であって、当該観光地相互間の連携により観光地の魅力と国際競争力を高めようとするものをいう。
２　この法律において「滞在促進地区」とは、観光旅客の滞在を促進するため、次項第一号に掲げる事業及びこれに必要な同項第五号に掲げる事業を重点的に実施しようとする地区をいう。
３　この法律において「観光圏整備事業」とは、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業であって、次に掲げるものをいう。
一　観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業
二　観光資源を活用したサービスの開発及び提供に関する事業
三　観光旅客の移動の利便の増進に関する事業
四　観光に関する情報提供の充実強化に関する事業
五　前各号の事業に必要な施設の整備に関する事業
六　その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業

（基本方針）
第三条　主務大臣は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を総合的かつ一体的に図るため、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

（観光圏整備計画）
第四条　市町村又は都道府県は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村又は都道府県の区域内について、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を総合的かつ一体的に図るための計画（以下「観光圏整備計画」という。）を作成することができる。

（観光圏整備事業の実施）
第七条　第四条第一項の規定により観光圏整備計画が作成されたときは、観光圏整備事業を実施しようとする者は、共同して、当該観光圏整備計画に即して観光圏整備事業を実施するための計画（以下「観光圏整備実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該観光圏整備事業を実施するものとする。
（観光圏整備実施計画の認定）
第八条　観光圏整備事業を実施しようとする者は、共同して、国土交通大臣に対し、観光圏整備実施計画が観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を適切かつ確実に図るために適当なものである旨の認定を申請することができる。
２　（　略　）
３　国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その観光圏整備実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一　観光圏整備実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。
二　観光圏整備実施計画に定める事項が観光圏整備事業を確実に遂行するため適切なものであること。
三　観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、滞在促進地区において実施するものについては、当該観光圏における観光旅客の滞在を促進するため有効なものであること。
四　観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、観光案内所の運営に係るものについては、当該観光圏整備事業に係るすべての観光案内所において、観光圏の全域にわたる観光に関する情報が適切に提供されるものであること。
五　観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行業者代理業に該当するものについては、当該事業を実施しようとする者が旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条第一項各号（第七号及び第八号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第十一条の二に規定する旅行業務取扱管理者又は第十二条第四項前段に規定する観光圏内限定旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められること。

資料５

答　　申　　案

商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化

商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化

現状

・平成18年に道州制特区推進法が制定された際、当該事務が道に移譲されたが、一部にとどまったことから、現在も国（北海道経済産業局）が所管している事務がある。

課題

・定款変更に係る申請窓口が定款記載事項によって国と道に分かれていることから、それぞれ申請が必要となる場合があるなど、迅速な手続きという点で課題がある。

目指すすがた

商工会議所の定款変更に係る事務を道が一元的に所管

現状

道が所管する事項

・目的、名称、地区、事務所所在地
・会員の加入・脱退、権利・義務に係る事項
・会費、法定台帳、負担金に係る事項
・議員総会、常議員会に係る事項
・部会、事務局に係る事項
・経理に係る事項
・事業年度、公告の方法に係る事項

国が所管する事項

・事業に係る事項
・会員の資格に係る事項
・役員に係る事項
・議員に係る事項

道へ権限移譲

提案

道に一元化
定款変更の事務を

申請者により身近な道が事務を行うことにより、さらなる利便性の向上と連携の強化が図られる。

商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化＜新旧対照表＞

区　分	現　　行	権　限　移　譲　後
権限の内容	【商工会議所法に基づく定款変更の認可事務が国と道に分かれている】 ○　道州制特区推進法の制定時（H18.12）に、当該事務が道に移譲されたが、一部にとどまったことから、定款変更に係る申請窓口が定款記載事項によって国と道に分かれており、それぞれ申請が必要となる場合があるなど、迅速な手続きという点で課題がある。	【商工会議所法に基づく定款変更の認可事務を道に一元化】 ○　道州制特区推進法第13条を改正し、定款記載事項のうち、現行において国（北海道経済産業局）が所管する「事業」「会員たる資格に関する事項」「役員に関する事項」「議員に関する事項」に係る事務権限を道に移譲することで、商工会議所法に基づく定款変更の認可事務を道に一元化する。

定款記載事項（商工会議所法第25条）		国(経産局)所管	道 所 管
1	目　　的		○
2	名　　称		○
3	事　　業	○	
4	地　　区		○
5	事務所の所在地		○
6	会員たる資格に関する事項	○	
7	会員の加入及び脱退に関する事項		○
8	会員の権利及び義務に関する事項		○
9	会費に関する事項		○
10	法定台帳に関する事項		○
11	負担金に関する事項		○
12	役員に関する事項	○	
13	議員に関する事項	○	
14	議員総会に関する事項		○
15	常議員会に関する事項		○
16	部会に関する事項		○
17	事務局に関する事項		○
18	経理に関する事項		○
19	事業年度		○
20	公示の方法		○

○　国において、「道州制特別区域基本方針」に基づく計画期間満了時（平成23年度末）の評価を行った際に、「一部の権限の移譲にとどまる場合は、国と道へそれぞれ申請が必要となる場合があることが課題」と指摘された。

○　道が定める「北海道道州制特別区域計画」を更新する際に実施したパブリックコメントにおいて、「これまで移譲された事務が、事務の一部や特定分野に限定されており、更なる一元化が必要」との意見があったことから、「既に移譲を受けた事務について、更なる利便性の向上を図るため、関連する事務の移譲について検討を進める」旨、上記計画に盛り込んだ。

定款記載事項（商工会議所法第25条）		定款変更の認可事務
1	目　　的	商工会議所の定款変更に係る事務を道が一元的に所管
2	名　　称	
3	事　　業	
4	地　　区	
5	事務所の所在地	
6	会員たる資格に関する事項	
7	会員の加入及び脱退に関する事項	
8	会員の権利及び義務に関する事項	
9	会費に関する事項	
10	法定台帳に関する事項	
11	負担金に関する事項	
12	役員に関する事項	
13	議員に関する事項	
14	議員総会に関する事項	
15	常議員会に関する事項	
16	部会に関する事項	
17	事務局に関する事項	
18	経理に関する事項	
19	事業年度	
20	公示の方法	

○　申請者により身近な道が、商工会議所法の定款変更に係る事務を一元的に所管することによって、さらなる利便性の向上と連携の強化が図られる。

区　分	現　　行	権　限　移　譲　後
法令制度	＜道州制特区推進法第１３条＞ 特定広域団体が別表第四号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後は、当該特定広域団体の区域における商工会議所の定款の変更及び解散についての商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）第四十六条第二項 及び第三項 **（いずれも同法第二十五条第三号 、第六号、第十二号及び第十三号の事項に係る定款の変更に係る部分を除く。）**、第六十条第二項及び第三項並びに第九十一条第二号の規定の適用については、同法第四十六条第二項 中「経済産業大臣」とあるのは「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条の規定により同法別表第四号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下「計画作成特定広域団体」という。）の知事」と、同条第三項並びに同法第六十条第二項及び第三項中「経済産業大臣」とあるのは「計画作成特定広域団体の知事」と、同法第九十一条第二号中「第七十三条第五項において準用する場合」とあるのは「第七十三条第五項において準用する場合又は道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十三条の規定により読み替えて適用する場合」と、「第七十八条第二項において準用する場合」とあるのは「第七十八条第二項において準用する場合又は同法第十三条の規定により読み替えて適用する場合」とする。	＜道州制特区推進法第１３条＞ 特定広域団体が別表第四号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後は、当該特定広域団体の区域における商工会議所の定款の変更及び解散についての商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）第四十六条第二項 及び第三項、第六十条第二項及び第三項並びに第九十一条第二号の規定の適用については、同法第四十六条第二項 中「経済産業大臣」とあるのは「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条の規定により同法別表第四号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下「計画作成特定広域団体」という。）の知事」と、同条第三項並びに同法第六十条第二項及び第三項中「経済産業大臣」とあるのは「計画作成特定広域団体の知事」と、同法第九十一条第二号中「第七十三条第五項において準用する場合」とあるのは「第七十三条第五項において準用する場合又は道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十三条の規定により読み替えて適用する場合」と、「第七十八条第二項において準用する場合」とあるのは「第七十八条第二項において準用する場合又は同法第十三条の規定により読み替えて適用する場合」とする。

商工会議所法に基づく定款変更の認可事務に係る移譲の推移

定款記載事項 （商工会議所法第25条）	定款変更に係る所管庁						
	①道州制特区法施行前		②道州制特区法施行時		③道州制特区提案		
	国	道	国	道	国	道
1　目的	○			○		○
2　名称	○			○		○
3　事業	○		○			○
4　地区	○			○		○
5　事務所の所在地		○		○		○
6　会員たる資格に関する事項	○		○			○
7　会員の加入及び脱退に関する事項	○			○		○
8　会員の権利及び義務に関する事項	○			○		○
9　会費に関する事項		○		○		○
10　法定台帳に関する事項		○		○		○
11　負担金に関する事項		○		○		○
12　役員に関する事項	○		○			○
13　議員に関する事項	○		○			○
14　議員総会に関する事項	○			○		○
15　常議員会に関する事項	○			○		○
16　部会に関する事項		○		○		○
17　事務局に関する事項		○		○		○
18　経理に関する事項	○			○		○
19　事業年度		○		○		○
20　公告の方法		○		○		○

※北海道以外の都府県は、現在も「①道州制特区法施行前」の区分に該当すること。

「商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化」関係法令

以下、各関係法令の関係箇所を抜粋。

■商工会議所法（昭和二十八年八月一日法律第百四十三号）

（定款記載事項）
第二十五条　定款には、左の事項を記載し、発起人のうち三人以上がこれに署名しなければならない。
一　目的
二　名称
三　事業
四　地区
五　事務所の所在地
六　会員たる資格に関する事項
七　会員の加入及び脱退に関する事項
八　会員の権利及び義務に関する事項
九　会費に関する事項
十　法定台帳に関する事項
十一　負担金に関する事項
十二　役員に関する事項
十三　議員に関する事項
十四　議員総会に関する事項
十五　常議員会に関する事項
十六　部会に関する事項
十七　事務局に関する事項
十八　経理に関する事項
十九　事業年度
二十　公告の方法

（議員総会の決議事項）
第四十六条　次に掲げる事項は、この法律に別段の定めのある場合のほか、議員総会の議決を経なければならない。ただし、第五号から第七号まで及び第十号に掲げる事項については、定款の定めるところにより、議員総会の議決を経て、常議員会に委任することができる。
一　定款の変更
二　解散
三　合併
四　会費及び負担金並びに選挙に関する規約の設定、変更及び廃止
五　規約（前号の規約を除く。）の設定、変更及び廃止
六　事業計画及び収支予算の決定及び変更
七　会員の権利の行使の停止
八　会員の除名
九　議員の解任
十　その他定款で定める事項
２　会頭は、議員総会において定款の変更の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に、経済産業省令で定める書類を添附して経済産業大臣に提出し、その認可を申請しなければならない。
３　定款の変更は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
４　第二十七条第二項及び第三項並びに第二十八条の規定は、前項の認可について準用する。

（都道府県が処理する事務）
第八十四条　この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

■商工会議所法施行令（昭和二十八年九月三十日政令第三百十五号）

（都道府県が処理する事務）
第七条　法に規定する経済産業大臣の権限に属する事務で次に掲げるものは、商工会議所の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、第六号及び第七号に掲げる事務は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。
一　法第七条第二項に規定する事務
二　法第十条第二項及び第三項に規定する事務
三　法第十二条第一項に規定する事務
四　法第四十六条第二項及び同条第四項において準用する法第二十八条に規定する事務（法第二十五条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十二号から第十五号まで及び第十八号の事項に係るものを除く。）
五　法第五十七条 に規定する事務
六　法第五十八条第一項 に規定する事務
七　法第五十九条第一項 及び第四項 に規定する事務（同条第一項第二号 に係るものを除く。）
２　前項の規定により法第五十八条第一項 又は法第五十九条第一項 （同項第二号 に係るものを除く。）に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行つた都道府県知事は、速やかに、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。
３　第一項本文の場合においては、法中同項各号に掲げる事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

■道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年十二月二十日法律第百十六号）

（商工会議所法の特例）
第十三条　特定広域団体が別表第四号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、公告の日以後は、当該特定広域団体の区域における商工会議所の定款の変更及び解散についての商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）第四十六条第二項及び第三項（いずれも同法第二十五条第三号、第六号、第十二号及び第十三号の事項に係る定款の変更に係る部分を除く。）、第六十条第二項及び第三項並びに第九十一条第二号の規定の適用については、同法第四十六条第二項中「経済産業大臣」とあるのは「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条の規定により同法別表第四号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団体（以下「計画作成特定広域団体」という。）の知事」と、同条第三項並びに同法第六十条第二項及び第三項中「経済産業大臣」とあるのは「計画作成特定広域団体の知事」と、同法第九十一条第二号中「第七十三条第五項において準用する場合」とあるのは「第七十三条第五項において準用する場合又は道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十三条の規定により読み替えて適用する場合」と、「第七十八条第二項において準用する場合」とあるのは「第七十八条第二項において準用する場合又は同法第十三条の規定により読み替えて適用する場合」とする。

資料６

次期委員会への申し送り事項（案）

道州制特別区域提案検討委員会
（任期：H23.11.5～H25.11.6）

１　総括的な事項

（１）審議の進め方について

○　道民提案を募集し、それをもとに審議していくというこれまでの手法については、道民のニーズに応えた提案を直接国に届けることで、道民に道州制や道州制特区を理解していただくという点などに大きな意義がある。

○　寄せられた道民提案の背景や提案に関わる道内の実情をより的確に把握するため、関係者からの意見聴取は重要であることから、これまで以上に、地域や関係団体等の意見が審議に反映されるよう、意見聴取の機会を多く設ける必要がある。

（２）審議・答申分野について

○　平成22年5月から平成24年3月までに寄せられた道民提案（47件）及び庁内提案（12件）については、一通り検討を終了し、知事への第6回答申に向けた審議を行っているところである。

今後とも、本道の独自性や優位性（農業や観光が基幹産業であること、豊かな自然環境に恵まれていること、安全・安心な食を提供していることなど）を生かすとともに、直面する課題などに適切に対応し、本道の自立的な発展につながるよう、幅広い視点から、関連する事項も含めて議論を深めていく必要がある。

（３）道民提案について

○　平成24年4月から平成25年3月末までに、新たに寄せられた道民提案（21件）については、提案の趣旨や背景などを十分に踏まえ、関係者からの意見聴取も積極的に行った上で、検討を進めていくものとする。

○　これまで道民から寄せられた提案については、地域医療をはじめ、経済、環境、福祉、地方自治など多種多様な内容を含んでおり、今後も有効に活用していくことが大切であることから、審議を一旦終了したものについても、新たな提案や情勢の変化などを踏まえ、再検討する必要がある。

○　道民提案を募集することが道州制や道州制特区に関する道民の理解を広め、地域の創意と主体性を生かした地域づくりに道民が参加する機運醸成に繋がることから、今後も、地域意見交換会の開催を含め、様々な工夫を図りながら、新たな提案の掘り起こしに努める必要がある。

（４）庁内提案について

○　道自らが施策の効果的な推進や業務処理の改善に向け、特区提案を有効に活用すべきであり、今後さらに、庁内提案の発掘に積極的に取り組む必要がある。

（５）提案の視点について

○　提案に当たっては、本道の独自性や優位性～『北海道価値（食・観光、環境など）』～を最大限に活用しながら、一体的かつ効果的な地域づくりが可能となるよう、次の視点から検討を進める必要がある。

①　地域の自立的発展につがなるような提案

②　TPP問題やエネルギー問題、大災害に備えた防災や復興への貢献など、本道が直面する喫緊の課題の解決に向けた提案

③　これまで移譲を受けた事務・事業との関連も含め、効率的な事務・事業の執行を図る上で必要な提案

④　国における地方分権改革の動きを加速する提案

○　経済社会の状況が大きく変化しており、一つの制度改正では、課題の解決が困難なことが多い。例えば、福祉と就労支援の一体的推進の仕組みづくり、地域福祉の考え方に立った高齢者や障がい者も含めた、まちなか居住などの推進やそのために必要な総合的な生活支援制度の確立など、現行制度の枠組みを超えた、包括化、統合化した提案となるよう留意する必要がある。

○　道州制を目指して地方分権を進めるという観点から、国の地方分権改革の取組などの動向を見極めるとともに、国から道への事務・権限の移譲を基本として、提案に向けた精力的な検討を進める必要がある。

（６）その他

○　道州制特区提案の審議は、将来の道州制を展望しながら、道民ニーズや道民の声を直接国に届けるためのものであることから、本委員会における審議がより多くの道民に関心をもっていただけるよう努力していくとともに、議論を実りあるものするため、委員が出席できる審議日程の確保について十分配慮し、今まで以上に効率的な審議が行えるよう会議資料の作成や会議の進行などについて工夫する必要がある。

○　今後の答申に向けては、本委員会はもとより委員自らが関係者と相談しながら、新たなアイデイアの発掘に努めていくことも必要と考える。

２　個別の事項【※第５６回委員会での審議結果により修正の可能性有り】

（１）道民提案（４０５件）の検討結果について

○　道民提案（405件）については、一通り審議を終了したところであるが、判断を留保し、検討を一旦終了しているものもあり、今後も、様々な状況に柔軟に対応しながら、これら貴重な財産が新たな提案につながるよう、有効に活用することが重要である。

　また、十分な審議を行うため、関係団体や庁内関係部局と連携を深め、必要な資料の確保に努めていただきたい。

○　第6回答申に向けて審議中である6つの事項については、次のとおり、審議を継続していただきたい。

①　第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲
　上記①の事項については、答申案として整理・審議。

②　北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲

③　広域観光圏の指定権限の移譲

④　産業振興支援策の道への移譲

⑤　自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲

⑥　高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲
　上記②～⑥の4つの事項については、分野別審議により答申の適否を判断。

（２）庁内提案に係る継続案件について

○　平成24年12月以降、本委員会で検討事項としてきた「移譲済み4事務関連項目等」のうち、一旦、検討を終了した「鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務」を除く、次の4つの事項については、国の「地方分権改革推進本部」において進められている「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等」の見直しの動向などを踏まえながら、第6回答申に向けた審議を継続していただきたい。

①　商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化
　上記①の事項については、答申案として整理・審議。

②　指定医療機関の指定と類似の事務

③　調理師養成施設の指定と類似の事務（栄養士養成施設の指定事務）

④　総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認監視指導等の権限
　上記②～④の3つの事項については、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等」の見直しの動向などを踏まえながら、適宜、審議を継続。

（３）第６回答申について

○　本委員会における上記（1）、（2）の審議等を経て、一定の答申本数がまとまった時点で、知事への第6回答申を行っていただきたい。

参考資料　１

第６回答申に向けた道民提案及び庁内提案の検討状況等

１　道民提案及び庁内提案の検討状況等

＜道民提案の検討状況＞

○　平成２３年１２月から平成２５年１０月までの約２年間で計１２回の道州制特区提案検討委員会を開催し、道民からご提案いただいた４７項目について検討を行いました。

○　第１次整理を保留した１項目を除く４６項目のうち、５項目を道州制特区提案として検討すべきものとし、残り４１項目については、国の専掌事項であるとか、現行法で対応可能であるなどの理由から道州制特区提案の検討を一旦終了しました。

○　現在、知事への第６回答申を目指して、保留案件を含めた６項目について、審議を継続している状況です。

＜庁内提案の検討状況＞

○　前期委員会からの継続案件であった『「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設』については、審議の結果、事業化の実現性に乏しいなどの理由から、一旦、検討を終了することとなりました。

○　バイオマス関連項目の６項目については、国から肥料取締法や電気事業法といった関係法に基づく事務・権限の移譲を受けるには、道の体制整備が十分ではないなどの課題があることから、すべて一旦、検討を終了することとなりました。

○　移譲済み４事務関連項目等の５項目のうち、「商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化」については、整理案の審議を経て、答申に向けた最終段階に入っており、また、「鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務」については、ニーズが乏しい、あるいは、国が専掌すべきといった理由により、一旦、検討を終了することとし、残る３項目については、平成２５年末頃に決定が予定される国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し方針の動きなどを見極めながら、その対応を検討することとなりました。

（項目）

区　分		特区として検討すべき			特区提案としての検討を一旦終了	計
		答申案審議中	整理案審議中	継　続検討中		
道民提案	環境保全	0	0	0	5	5
	農業・水産業振興	0	0	0	7	7
	経済振興（観光振興含む）	1	0	2	１３	１６
	地域医療対策	0	0	0	5	5
	福祉・子育て・教育	0	0	0	5	5
	地域振興対策	0	0	3	6	9
	計	1	0	5	４１	４７
庁内提案	「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設	0	0	0	1	1
	バイオマス関連項目	0	0	0	6	6
	移譲済み４事務関連項目等	1	0	3	1	5
	計	1	0	3	8	１２

２　道民提案の募集結果

平成１９年３月から現在までに、道民の方、道内の市町村、団体から計４２６件のご提案をいただいています。

（件）

提案の募集結果	各答申に向けた検討期間		道民	市町村	団体	合計
	第1回・第2回答申　H19.3～H19.12		１０７	３５	１０６	２４８
	第３回答申　H20.1～H20.7		5	1	３６	４２
	第４回答申　H20.8～H21.4		２２	2	0	２４
	第５回答申　H21.5～H23.5		１５	1	２８	４４
	（第６回答申 H23.6～H25.10）	審議済	１２	１１	２４	４７
		未審議	5	1	１５	２１
	計		１６６	５１	２０９	４２６

参考資料２

第６回答申に向けた道州制特区提案検討委員会　開催状況

委員会	年月日	審　　議　　事　　項
第45回	H23.12.14	委員紹介・役員選任／第５回答申までの道民提案の検討結果／前委員会からの申し送り事項／今後の道民提案等の審議／道州制特別区域計画の更新　等
第46回	H24. 3.27	今後の提案検討委員会における検討の進め方　等　→　終了後に内閣府との意見交換
第47回	H24. 5.30	庁内提案（「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設）の継続審議／道民アイデアの第１次整理（環境保全分野）／分野別審議（バイオマス関連）　等
第48回	H24. 7.12	分野別審議（バイオマス関連）　等
第49回	H24.10.19	分野別審議（バイオマス関連）／道民アイデアの第１次整理（観光振興分野）　等
第50回	H24.12.26	分野別審議（観光振興分野）／道民アイデアの第１次整理（農業振興分野）　等
第51回	H25. 3.28	分野別審議（観光振興分野、バイオマス関連）／移譲済み４事務関連項目等／道民アイデアの第１次整理（水産業振興分野）　等
第52回	H25. 5.16	報告事項（国から地方への事務・権限の移譲等について）／移譲済み４事務関連項目等／整理案審議（観光振興分野）　等 ⇒「国から地方への事務・権限の移譲等」の動向を見極めるために一部の検討を保留
第53回	H25. 7.23	報告事項（国から地方への事務・権限の移譲等について）／道民アイデアの第１次整理（経済振興分野、地域医療分野、福祉・子育て・教育分野）　等
第54回	H25. 9. 6	報告事項（国から地方への事務・権限の移譲等について）／道民アイデアの第１次整理（地域振興分野）　等 ⇒国から地方への事務・権限の移譲等に係る見直し方針がＨ25年末目途に決定されることを受け、第６回答申に向けて検討保留を解除
第55回	H25.10. 8	報告事項（国から地方への事務・権限の移譲等について）／分野別審議（高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲、北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲、鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務）／整理案審議（第３種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲、商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化）　等
第56回	H25.10.31	分野別審議（高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲）／整理案審議（北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲）／答申案審議（第３種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲、商工会議所法に基づく定款変更の認可事務の一元化）／次期委員への申し送り事項　等